

平成30年12月11日

保護者 様

倉敷市教育委員会  
教育長 井上 正義

### 倉敷市立学校園における敷地内全面禁煙の実施について

望まない受動喫煙の防止を図ることを目的とした「健康増進法の一部を改正する法律」が平成30年7月25日に公布されました。同改正法は、多数の者が利用する施設等の類型に応じて喫煙の禁止について定めるもので、施設等の類型・場所に応じ、段階的に施行するとされました。

学校は、病院、行政機関等とともに受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する「特定施設」とされ、敷地内禁煙となっており、その施行は平成31年夏頃が予定されておりますが、倉敷市内学校園は4月1日より施行いたします。

つきましては、倉敷市立学校園において、次のとおり実施いたします。なお、各学校園においての学校行事等でもこのことはあてはまりますので、保護者の方もご協力よろしく願います。

#### 記

- 1 実施予定日時  
平成31年4月1日（月）
- 2 実施場所  
倉敷市立の全学校園
- 3 実施内容  
敷地内全面禁煙（加熱式タバコ、電子タバコを含む）